

関係業者等の皆様

田辺市環境課長

令和5年度浄化槽設置整備事業補助金について（お知らせ）

標記について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

## 1 補助対象

### (1) 設置補助

令和5年4月14日以降に工事着手し、令和6年3月29日までに工事が完了する住宅（専ら自らの住居の用に供する建物又は延べ床面積のおおむね2分の1以上を自らの住居の用に供する建物をいう。）、飲食店その他排水の状況がこれに類すると市長が認める建物、町内会館その他これに類すると市長が認める建物が対象となります。

ただし、以下の項目は補助対象外ですので、ご注意ください。

- ① 市内で合併処理浄化槽の設置された住宅に居住している方で、住宅を新築し、建て替え又は増改築するもの（ただし、賃貸住宅に居住の方・分家独立して家屋を新築する方は対象とする）
- ② 既設合併処理浄化槽の更新・改築（ただし、災害に伴うものは対象とする）

### (2) 撤去補助

改造の際に既存単独処理浄化槽を掘り起こし、撤去する場合に工事費用に応じて9万円を上限とした額を加算します。ただし、町内会館については対象外となります。（建替えについても対象外となります。）

### (3) 配管補助

汲み取り便槽又は既存単独処理浄化槽から浄化槽に入れ替える際の配管工事費用に応じて30万円を上限とした額を加算します。ただし、町内会館については対象外となります。（建替え・増改築についても対象外となります。）

## 2 令和5年度補助金額

- (1) 田辺市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表（第6条関係）のとおり（※令和4年度から変更はありません。）
- (2) 撤去補助に係る補助金額 上限 90,000円
- (3) 配管工事に係る補助金額 上限 300,000円

## 3 補助金の申請に必要な書類

### (1) 交付申請時

要綱第7条に規定する書類

(2) 実績報告時

要綱第9条に規定する書類

※補助金申請時の住所と実績報告時の住所が変更になる方は、変更承認申請書を添付してください。また、新築の場合は、申請者が設置場所に住所を移したことを確認した上で、実績報告書の提出をしてください。

4 配管補助に該当する場合の注意点

(1) 交付申請時に必要となる書類

見積書は記載例により、配管工事費用の明細の記入をお願いします。

(2) 実績報告時に必要となる書類

① 配管工事写真は、工事前・工事中・工事後の状況が確認できるものとします。

② 配管工事に係る出来高平面図は、実績報告例によるものとします。

③ 配管工事費用に係る領収書の写しは、見積書記載例のとおり、工事の明細が確認できるものとします。

※工期の都合等により領収書の写しを添付できない場合には、補助事業者宛ての請求書の写し及び補助事業者の浄化槽設置工事費支払確約書の提出をお願いします。

5 職員の現場立会いについて

浄化槽の確認については、工事業者立会いのもと、中間検査を実施します。

※配管補助に該当する場合、配管設備の完了検査を実施します。（配管設備完成後に工事業者立会いのもと、排水状況を確認します。）

なお、浄化槽からの処理水の放流先については、設置者の責任において確保されますようお願いいたします。

6 設置計画書及び設置届出書の特記事項について

設置計画書及び設置届出書の13.特記事項欄に工事内容（新築・転換・水洗化）のどれかを記載してください。

※転換とは、改造により既存単独処理浄化槽から浄化槽へ入れ替えるもの。

※水洗化とは、汲み取り便槽から浄化槽に入れ替えるもの。

7 補助金の申請期間

令和5年4月14日（金）から令和6年2月29日（木）

8 申請受付窓口

田辺市役所本庁2階 環境課生活排水係（6番窓口）

TEL 0739-26-9927 FAX 0739-26-7255